

契 検 第 1 0 号
令和6年3月8日

米沢市指名競争入札参加者登録者 様
(建設工事及び測量・建設コンサルタント業務)

米沢市総務部契約検査課長

建設工事等の発注に当たっての建設業者等の選定方法等について（通知）

米沢市では令和6年4月1日より、入札参加者間において適正な入札が阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、入札の公平性を確保するため一定の資本関係又は人的関係がある複数の者の同一入札への参加について、別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

なお、「資本関係又は人的関係に関する提出書類について」及び「申告書記入例」を参考に「資本関係又は人的関係に関する申告書」を令和6年3月28日までに下記担当まで持参又は郵送にて提出して下さるようお願いいたします。

担当：総務部契約検査課
検査担当 笹木 幸弘
電話：22－5111
内線2501・2502

建設工事等の発注に当たっての建設業者等の選定方法等について（別紙）

1 実施事項

米沢市が発注する建設工事等において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加を認めないこととします。

同一入札に参加する複数の者の関係が、2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、3のとおり取り扱うものとします。

2 基準

以下の（１）及び（２）のいずれかに該当する場合

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第 2 条 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2）会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3）会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4）組合の理事
 - 5）その他業務を執行する者であって、1）から 4）までに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3 基準に該当する場合の取扱い

基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として米沢市競争契約入札心得第 6 条第 1 項第 10 号に基づき、無効として取り扱うものとします。

ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効としないものとします。

4 指名通知書等への記載

指名競争入札等にあつては、指名通知書等において、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示します。

5 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通知を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、米沢市競争契約入札心得第 4 条の 3 の規定に抵触するものでないこととします。

なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来どおり米沢市競争契約入札心得に則して厳正に対応していくこととします。

6 施行期日

この取組は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に指名通知等を行う入札から適用します。